

廃車（解体）した場合

車両を廃車（解体）した場合、必ず管轄地区の登録機関で『抹消』の手続きを行ってください。

注意

『抹消』の手続きを忘れずに

解体業者等へ廃車（解体）を依頼したまま、管轄地区の登録機関で「抹消」の手続きをされない事例が多数見受けられます。

市町村は、検査協会への車両登録の有無で課税客体を把握しておりますので、手続きをされないと課税されたままとなります。

車両廃車（解体）後は、必ず「抹消」の手続きを行ってください。